

No. 322

全 仏

10/61

宗教部会 9月例会開く



業の再生

「…私は、この業というものを、縁起の理法、因縁下のことわり、そういう観点から徹底的にもう一度あらため直す、つまり業論というものを正しく位置づける、そういう必要があると思っています。私はこれを業の再生だと思っているわけですが、（中略）しかしともかくも人間自身を見つめ、人間が自由に生きるとは何か、人間が自由に生きるための自覚とはなにか、ということ定義しておる深い深い智慧が業ではないか、業論ではないか、こういうふうには私自身は受けとめているわけです。」

（宗教部会九月例会、討論に先だつての小森龍邦部落解放同明書記長問題提起より）

〔写真は開かれた宗教部会〕

宗教部会の九月例会

本会から31教団7県仏が参加

去る九月二日社団法人部落解放研究所（村越末男理事長）主催の宗教部会九月例会が大阪の部落解放センター六階のホールで開催され、本会ならびに天台宗、高野山真言宗、浄土宗、日蓮宗が「業」問題について報告を行った。本会からは三十一教団七県仏から一二五名の出席があった。



発表をする大山同和推進部長

〈報告までの経過〉

本会ならびに四教団が報告を行なうことになった経過は、本年三月に宗教部会より「業」について問題提起をしてほしいとの連絡があったことにはじまる。

昨年の第五回同和研修会で業論の問題を取り上げていたということもあり、本会の同和委員会はこの申し入れを受ける方向で検討。五月に「業」について加盟教団に問い合わせをし見解を求めた。六月になって宗教部会より本会ならびに四教団に対し正式な要請があり、同和委員会はこれを了承さらに七月二十四日の常務理事と同和委員との協



討論に先立って問題提起をする小森書記長

議会を経て、今回の報告となった。

〈開会式〉

午前十時、松根宗教部会幹事の司会のもと開会。主催者を代表して村越研究所理事長が挨拶。「業」は、一九二一年に全国水平社が創立された当初からの問題であり、この部会での討論が解明への道になればと抱負を述べた。

続いて来賓の大西正義部落解放同盟中央本部副委員長が、同和問題が実質的に国民的課題となるために宗教界の果たす役割は大きいと期待をこめて挨拶をした。

（宗教部会について）

社団法人部落解放研究所は、研究体制が啓発・運動部門、人権・行政部門、教育・地域部門、歴史・理論部門に分かれており、宗教部会は、この中の啓発・運動部門に属する。部長は研究所の理事長である村越末男氏、事務局は阪本義信氏、幹事は松根鷹氏である。年に三回から六回部会が開かれ、曹洞宗、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派は既にここで数度の報告をしている。「部落解放研究」は研究所が紀要として年五回定期発行しているものである。

〈報告〉

野口事務総長の挨拶の後、大山同和推進部長が、資料として配布した「全日本仏教会の同和推進に関する記録」、「業」についての問い合わせに対する加盟教団よりの回答集」に基づき報告。あらたに業論に関して三点の問題提起を行った（別掲）。

引き続き、天台宗は多田孝正大学講師、高野山真言宗は近藤寛玄同和局長、浄土宗は蓮池瑞旭同和推進事務局参与、日蓮宗は長谷川正徳現代宗教研究所所長が、それぞれ報告した。

多田師は、今まで恐らく研究されたことのない天台大師智顛の業論を提起。近藤師は、今こそ教団を挙げて業論に対する正しい認識の徹底を図るべきであり、

それは宗祖の原点に帰ることであると報告した。連池師は、過去における教団の伝道の場において必ずしも業論が正しく展開されずに結果的にいろいろな差別を

一九七九年、アメリカのプリンスストンにおいて開催された第三回世界宗教者平和会議(WCRPⅢ)における町田宗夫氏(当時全日本仏教会理事長)の部落問題に対する発言は、本会を構成する我が国の伝統仏教教団に内在する差別体質を露呈した象徴的な出来事でした。

運動団体の御指摘を契機として、全日本仏教会は遅ればせながら同和推進の歩みを歩み始めたばかりであります。その後、内部の検証が進展するにつれ、数多くの差別事例が次々と明らかにされてまいりました。生前においてはか

りか、死後にまで人間を差別する「差別戒(法)名」、「差別墓石」、新たな差別を再生産する「差別図書」等々、自らの体質をあらためて問い直さずにはおられません。私共は現在、こうした様々な差別事象の背景に仏教教理の根本ともいえるべき「業思想」の誤った解釈があることにしっかりと目を向けざるを得ないと考えています。そこで、全日本仏教会は、昨年九月十二日、十三日に第五回同和研修会を開催し、「差別問題と業

助長してきたという事実を認め、そこから取り組みをはじめると報告。最後に長谷川師は、日蓮の教説には「因果和讃」にあるような業所見はなく、教義学

論」というテーマにもとづいて、パネルディスカッションを行い業論について研修をいたしました。また、現在

(1)差別問題と業論について……そもそも業が貴宗の教義のうえでどのよう理解されてきたか、そして差別問題とのかかわりは。(2)上記のことをふまえて、教団としてこの問題にいかに取り組みをなさろうとしているか。

の二点について、加盟教団に回答を求めているところであります。さらに、業論をめぐる諸問題について認識を深め、それを行動に移すために以下の三点を本日ここに課題として提起し、今後より積極的に研究するよう加盟教団に働きかけ、その成果が仏教界全体の姿勢となるよう運動を進めていく所存であります。(1)貴教団では、近世部落差別の現実

業論の取り組みについて (全日仏として)

的にも特に業論を重要視していないと提起した。

〈討論〉
本会ならびに四教団の報告をうけて、場」と説明することによって「業」についての誤った理解は、遠因、近因を問わず差別の温床となり、拡大の一因となってきた歴史的事実と現実を認めますか、それともそのような事実はないとお考えになれますか。(2)業(カルマ)とは、人間の行為一般のことであり、業論とは、自らの行為によって自らを如何に作りあげていくかを自らに問うて行く姿であります。行為とは身口意の三業をさすものでありますから、自らの行為によって、一切の繋縛からの解放を旨とせず姿をもつものであります。即ち、決定的運命論、宿命論(あきらめの論理)、因果応報(おしつけの論理)という結果論を軸とするのではなく、縁起法によって自らの行為を転化、転成(転悪成善)せしむることが、「業」のもつ主旨であると思えますが、どのようにお考えになりますか。

(3)今後、それぞれの教団内の自主的取り組みとして、「業」の示す本質を明らかにし、教団を挙げて周知徹底せしめる方法をお示し下さい。

最後に村越研究所理事長が、いくつもの教団が「業」問題を共に話し合うきっかけになった意義ある研究会であったと挨拶。六時間に及ぶ宗教部会を終了した。

小森龍邦部落解放同盟中央本部書記長が問題提起(別掲)。この後自由討論にはあり、①「業」問題を論じる場合の方法論と視点(歴史的な側面からの追求、教義面からの追求、「業」を人間の生き方を通してどうとらえるか)②「法華経」をはじめとする様々な経典の差別的文言のとりあつかい、③差別の再生産につながる差別戒(法)名、④教団の主体性について等、活発に意見交換が行なわれた。

〈閉会式〉

最後に村越研究所理事長が、いくつもの教団が「業」問題を共に話し合うきっかけになった意義ある研究会であったと挨拶。六時間に及ぶ宗教部会を終了した。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

我々は、仏教の説く業論が、我国の社会矛盾を根本的に解決する方向に導くのでなく、むしろそれをあきらめ、さらにそれに迎合していくような人画像をつくりだすことに大きな影響があったと考えている。

しかし業論は本来そのようなものではないはずである。業論をもう一度正しく位置づける必要がある。私がかねがね、業論が実は人間自身を見つめ、人間が自由に生きるとは何か、人間が自由に生きるための自覚とはなにかということ定義している深い深い智慧ではないかと考えている。もしそうであるならば、我々が今日求めて

いる部落解放理論にとって非常に大事な、人間平等の自覚という人間の根底にかかわる問題を提起するものになる。だがそこには数々の問題点がある。

ひとつは、前世の業というものをどうみるかということ。すなわち、前世の行為が今日の人々の不幸せにつながっている、そこに因を発生しているとい

討論に先だつての問題提起(要約)

小森龍邦部落解放同盟書記長

う悪しき意味での業論である。この点について、仏教界側の対応として、その時々の歴史的社会的現象によって影響されたものであつて、仏教本来の教えに前世の業というものは無いという安易な単純否定がめだつ。この不誠実な対応をどうとらえるかということのひとつの問題提起とした。

二番目の問題は、歴史的社会的に影響されたことは事実であるが、本来一般俗世間より時代時代の権力に影響されないはずの仏教が、どうして簡単に歴史的社会的に影響されてきたのかということ。しかも仏教界が、今まで業論のあやまりは、歴史的社会的に影響されたといひながら、実際的に歴史的社会的に影響されていることに對して、なんら具体的な対応をしないという現実がある。これはこの問題について、宗教者として懺悔の立場にたつて対応していないからではないかと私は思つ。この点をどう考えるのか、二番目の問題提起とした。

三番目の問題は、業論というすぐれた論理がどうして墮落したのかということ。大衆を救済する、あるいは大衆自らの生き方に足もとを照らす論理であるのに、逆に大衆の目許をくらしめているような論理と結びついている。それは業論という論理そのもののなかに、そういうことに落ち込むような弱い部分があるのではないか。この点についても討論していただきたい。

第三回宗教と税制シンポジウム

日宗連主催



今秋の税制本改正の動向に伴い、宗教界に対する税制改正の問題は、緊迫感をもつて

受けとられている。そのような折、九月五日増上寺会館に於いて日宗連主催の第三回宗教と税制シンポジウムが開催された。

まず小笠原事務局長が開会を宣し、龜谷理事長が挨拶、来賓として出席の山岡賢次参議院議員が祝辞を述べた。

今回のシンポジウムは、宗教法に詳しい帝京大の石村耕治先生の発表が中心で、先生は、宗教法人の「非課税制の論拠」、「税務調査と信教の自由」、「収益事業と通達行政」、「収益事業と軽減税率」、「金融収益課税」などの問題点に就き詳述した。

引続き全仏から川井匡俊師(浄土宗財務局長)新宗連から小林大治郎氏が登壇して参加者も加わり活発にディスカッションが行われた。

なお、当日のレジメを御希望の方は全仏事務局にお申し出下さい。〔写真は祝辞を述べる山岡賢治参議院議員〕

僧衣・和服用洋傘のご案内

巖

「巖」は大型サイズ。
(一般洋傘の1.5倍、骨も2倍の16本使用)

和傘の美しさに、洋傘の丈夫さと軽さを加えて、風雅に仕上げました。



限定注文販売

- 商品番号K-210 巖(大) 価格12,000円
- 商品番号K-200 巖(小) 価格10,000円

()は小のサイズ

●お問い合わせ・資料請求・ご注文は

洋傘の専門メーカー
植原産業株式会社・通販部
〒101 東京都千代田区神田須田町1-5 TEL. 03(255)3331 代
通販販売協会会員

税制改正に向けて

(下)

長谷川 正浩

基本財産の収入に税金をかけるというのは間違いだらうと思われま

ところが、昭和五十九年の改正で、これを席貸業に入れる余地を残してしまつたのです。このような本来課税す

べきでない基本財産の処分、運用収益が、何らかの基本原則の是非を論じる暇もなく、課税され原則をくずしてい

く。これは危険なことです。この原則を議論しないで、不公平感をおおるマスコミの論議に便乗して、ムード的

に議論が進められていくというのは非常におかしなことだと思います。

岐阜のあるお寺で、他宗派にもお葬儀に開放しているところがありました。

これを岐阜の税務署が席貸業として指導しました。岐阜県仏教会の顧問税理士さんが、これを不満として聞き入れ

なかつたため、名古屋国税局を通して国税庁へあがつてきました。そして国税庁から全日本仏教会へ照会がありま

した。今全仏と税務委員会が意見をまとめて、国税庁と折衝しています。これについては同宗派なら布教活動だが、他宗派は違うという見方があります。

けれども一方、他宗派でも、その修徒や住職が出席するとか、あるいは焼香に出るとか、通仏教的な法話をす

るとか、というような場合なら、そのお寺の宗教活動だという意見も強いと思います。いずれ全日本仏教会と国税庁との間に意見の一致がみられること

でしょう。

これに関連して重要な問題があります。すなわち、宗教活動だと思つた事業が税法の改正によって知らないうちに収益事業になつてしまつたこと

です。

収益事業をやりますと、宗教法人法上では、その他の事業に該当しますの

で、寺院規則の中で、その他の事業の項をちゃんともうけて、これを条文化

しておかなければならないことになつて

いるんです。ですから税法が改正されて知らぬ間にそれまで収益事業でな

かつたものが収益事業にされると、知らない間に規則を改正する義務を怠ることになつてしまつて

寺院規則については昭和二十七年以来、改正してないお寺がほとんどですから、知らないうちに収益事業になつてしまつ

ているものが多いふんあります。意識的にお寺の方で収益事業をや

らうということをやつた事業でなくて、通達の改正によって知らぬ間に

なつてしまつたのが大半なんです。

昨年の十二月に自民党の税制調査会と、十宗派の宗務総長ら要人との懇談

会がありました。私はその席上「大蔵省が何の相談もなく、宗教法人の

収益事業の幅を広げることによって全国十八万宗教法人に対して規則改正を

しなければいけないという行政指導を文化庁が行わなければならないことになつてしまつた」と話しました。

増税をしたら会社の定款を変えなければならぬということにはありません。したがって、宗教法人の場合も規則を変える必要性などは全然頭

にないわけでしょう。ところが、宗教法人だけは寺院規則を変えなければい

けないというわけですね。

を増やそうという意図から基本財産である金融収益に課税しようとする考え方には断固反対の意思を表明していかなければなりません。

いずれにしても今後は基本財産の処分や運用から得られる収益には課税しないという原則を重視して、これ以上

例外を作りだすことを阻止しなければなりません。とりわけ基本財産の運用

収益は金融資産収益であれ、仏具、仏堂であれ、土地であれ、これらの収益

法人の健全な運営をはかるものであるという観点を忘れてはいけません。

行政改革が叫ばれている昨今、国や地方公共団体にはこれ以上の公共事業

を期待することはできません。ですから、公共事業の一翼を担う公益法人の

役割は今以上に重要になるでしょう。その意味では公益法人の健全な維持

持発展が一層期待されなければなりません。そのためには公益法人の基本財産

の処分と運用から得られる収益には課税しないという原則は一層重要で、それが一番健全で、公益法人らしいあり方です。から税法上も、これを大切に

することが肝要でしょう。行政改革のゆえに、国や地方公共団体ができなくなった、あるいはできかねるサービス

を公益法人に担わせながら、これにも課税するというようなことは、国策として、あるまじきことと思うのです。

(文責 編集部)

昨年12・6「部落解放基本法制定を求める宗教者総決起集会」における大会宣言で、

「部落差別の体質を自己切開するとともに、部落差別問題の正しい自覚と認識を全国、全世界のすべての人に訴え、共に差別撤廃のために真摯な取り組みをすること」と

という内容のもの等が決議されました。今、私にとってこの差別問題の正しい自覚と認識とは、非常に重要な事柄であり厳粛に受けとめなければならぬこととなつていま

第二次世界大戦の結果、日本は民主国家として出発しました。そして新しく制定された日本国憲法は、国民が主権をもち、基本的人権を尊重され、平和で文化的な生活を営む権利を保障しています。すなわち、今更云うまでもなく第十一条には、

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」

第十四条には、

「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」

とあり、更に第二十五条では、

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

と規定して、人間平等の精神に貫かれています。しかしこうした規定にもかかわらず、現実には差別が解消したといえませんが、その大きな問題の一つは、部落差別であつたわけですね。部落問題については、「同和对策審議会答申」

(昭和四十年)の中に、

「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づ

同和推進のために

同和問題に学ぶこと

松永 祐真 (真言宗智山派 同和推進本部)

く差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」

「市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障され

る権利、居住および移動の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」

とし、また、

「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」

このことによつて、政府はさまざま具体的な施策を講じてきているわけですが、仏教者自身この「答申」をどう受けとめて認識している

かを考えてみると、まだその精神が浸透していないという感を深くします。二十年前に出されたこの「答申」を、「初めて聞いた」「名称は聞いたことがある」ではすまない問題なのです。

僧侶が社会問題にかかわることを、ややもすると仏教のあり方、寺院のあり方として否定的な考え方をし、また、政治に関与することは、仏教の本来的なあり方ではない。という意見もあつたりして、問題解決への障害となつていくことは否定できません。私はこの社会問題について無関心、無関心という考え方が同和問題に取り組めなかつた大きな原因であつたのではないかと、すなおに反省しなければならぬと思

います。問題なのは、政治に関与することが仏教の本来的なあり方かどうかではなく、仏教の教えをどう現世社会の中で生かし、どう本来的社会をつくり上げていくかが問題であり、使命であります。社会なくして、人なくして仏教は成り立たない仏教の社会観というものを主体的に確立していくことが、もつとも大切な課題なのです。これが本質的に確立されなければ社会問題に関与できず、関与したとしてもそれは、主体的立場を消失して無目的なものになつてしまいます。

仏教教団が、運動団体の糾弾をおそれて専門部局をつくり、嫌々ながらも取り組まなければならないという認識では、痛みを受けた者との溝は深まっていくばかりでなく、真の仏教者としての生き方をも誤らせることとなりかねません。

私は今、おそまきながら同和問題を考えるとき、仏教とは何か、僧侶は何をなすべきかという視点で自己切開し、「部落解放」を、他のために何かをしてあげる」というような認識でなく、「自己のあり方を問い直す」という懺悔の心を発することが大切であり、このことが部落解放、差別解消への唯一の道であると信じ、行動していきたいと念願しています。

税制改正で自民党へ要望書

十宗派からもそれぞれ提出

去る九月十二日、石川財務部長と瀬戸財務次長は自由民主党本部を訪れ、税制改正に対する左記の「要望書」を、自由民主党税制調査会並びに自由民主党全国組織委員会へ提出した。この「要望書」は、九月三日の第三回税務委員会において検討、成文化されたものである。

また今年度は、十宗派（曹洞宗、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、浄土宗、日蓮宗、高野山真言宗、臨済宗妙心寺派、天台宗、真言宗智山派、真言宗豊山派）からのそれぞれの「要望書」も併せて提出した。

要望書

昭和六十二年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を強く要望致します。

〔要望事項〕

- (一)公益法人の金融資産より生ずる利子に対する非課税制度の堅持
- (二)公益法人の営む収益事業の範囲の縮小
- (三)公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ

〔理由〕

政府税制調査会は、昭和六十二年税制改正にあたり、公益法人に対して

- (一)公益法人の金融資産より生ずる利子への課税
- (二)公益法人の課税対象となる収益事

業の範囲の拡大

(三)公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き上げ

等について検討されていると聞き及びます。

右の三項目が、もし実施されるとすれば、日本国憲法第二十條のもとで保障されている信教の自由、政教分離の原則に抵触することになります。なぜならば、宗教法人の本来の活動に課税をすることによって、存立基盤が弱体となれば、国家権力が宗教法人内部に介入することになり、宗教法人の主体性を損ない、本来的宗教活動の大きなさまざまなこととなり、宗教活動の拡大することによって、宗教活動そのものの所得に課税する結果を招きかねません。

現在は、高度経済成長により物質的には豊かになった反面、いわゆるいじめ等に象徴される心の荒廃が大きな社会問題となつてきております。このような状況下において、宗教の果たす役割の重要性が今ほど認識されている時代はかつてありません。価値観の多様化の中で、生命の尊厳が問われ、生き甲斐が求められ、益々精神文化の重要性が強調されてきております。これは、宗教法人の公益性や社会的責任がこれまで以上に強く求めら

れている証左であります。それ故に宗教活動に資するための財的基盤を備えることは必要欠くべからざることであります。もちろん、国家財政の立て直しに宗教法人といえども可能なかぎりこれに協力

することはやぶさかではありませんが、宗教法人が果たしてきた公益性に対する社会的歴史の評価を無視し、信教の自由、政教分離の原則を侵害する恐れのある課税は断じて容認できません。

『白い道』を映画化

作者の三国連太郎が監督



『白い道』の製作発表会

のみならず、仏教界からも関心を集めている。

映画のタイトルは『親鸞 白い道』（製作、松竹・日映・キネマ東京、配給松竹）。その製作発表記者会見が、去る九月九日、東京プリンスホテルにおいて行われた。記者会見には、三国連太郎氏、親鸞役に抜擢された森山潤久氏、製作各社の代表者とともに、仏教界から浄土真宗本願寺派の吉本隆真師、真宗大谷派の高藤法雄師が出席し、東西両本願寺がこの映画の製作協力することを表明した。

親鸞聖人像を描く

俳優三国連太郎氏が、十年以上の歳月をかけて書き下ろした親鸞聖人の伝記『白い道』（毎日新聞社刊・全三巻）が、三国氏自身によって映画化されることになった。

三国連太郎氏といえば、日本を代表する名優だが、映画製作は今回がはじめて。しかも自ら監督、脚本も務めるといふことで、その手腕が期待されるとともに、どんな親鸞像を映像化するのか、映画界

挨拶にたった三国氏は、この映画で、親鸞聖人の人間像を、その生きざまを描きたいということを強調。親鸞が自分自身を見つめ、その思想をつくりあげていく様がこの映画の中心になると述べた。

そのために、原作では法然からはじまって親鸞の全生涯が描かれているが、映画では、親鸞が自分自身をもっとも深く見詰めなおすことになった、越後流罪から関東に出てからの二十数年間を中心に描

昭和61年10月1日

くという。

記者団から、親鸞の魅力について聞かれた三国氏は、親鸞こそもっとも信頼できる人間であると考えている。何故なら、親鸞の思想は、経典を通して構成したものでなく、自らが大眾の中に生き、その中で自分自身を見つめながらつくりあげたものだからだと答え、さらに「私は親鸞を、親鸞聖人でなく親鸞おじさんと呼びたいんですよ」と人間親鸞への畏敬と親愛を述べた。

その親鸞役には、千三百名の中から選ばれた新人俳優の森山潤久氏。映画は、総製作費十億円、上映時間も二時間半は越えるという超大作で、十月中旬に雪の新潟から撮影がはじまり、公開は来年四月を予定しているとのことである。
なお、全日本仏教会もこの映画を後援することが決定している。

昭和62年版



申込み受け付け中

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門
聖日、忌日早見表、その他
サイズ 9×14 cm
定価 六〇〇円(送料実費)
申込先 東京都港区芝公園四一七一
四 全仏総務部
「全仏手帳係」宛

哀 悼

松田龍山師(島根県仏教会会長)
八月十九日、七十五歳で遷化。

事務局録事

(九月)

- 一日 基本法実行委員会
- 二日 宗教部会
- 三日 税務委員会
- 四日 国際専門委員会
- 五日 宗教法人セミナー(岡山)
- 六日 日宗連税制セミナー
- 七日 同宗連実践懇談会
- 八日 局内会議
- 九日 日宗連税制特別委員会
- 十日 日華仏教交流大会
- 十一日 基本法実行委員会
- 十二日 法律相談
- 十三日 ルンビニー総務部会
- 十四日 東京準備委員会
- 十五日 東仏理事会
- 十六日 同和委員会
- 十七日 基本法実行委員会
- 十八日 浄土真宗本願寺派戦没者法要局内会議
- 十九日 財務担当者会議
- 二十日 法律相談
- 二十一日 第六波基本法中央集会
- 二十二日 宗教サミット運営委員会
- 二十三日 宗教法人セミナー(岐阜)
- 二十四日 都道府県仏教会代表者会議
- 二十五日 大阪府仏大会
- 二十六日 基本法宗教者総決起集会

昭和六十一年十月一日発行
十月号 第三二二号

発行人 野口善雄

発行所

財団法人

全日本仏教会

〒一〇五

東京都港区芝公園四一七一
電話 〇三三四三三七九二七五



株式情報生中継

わが家で証券取引

山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません。)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料金無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一証券でもお問合わせ・お申込みを承ります。
お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン
SUN-LINE

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)